

議案第 60 号

小金井市障害者福祉センター条例の一部を改正する条例

小金井市障害者福祉センター条例の一部を別紙のように改正する。

令和元年 9 月 24 日提出

小金井市長 西 岡 真一郎

(提案理由)

小金井市障害者福祉センターの給食サービスに係る利用者負担金について、消費税率の変更に伴い規定の整備をする必要があるため、本案を提出するものであります。

## 小金井市障害者福祉センター条例の一部を改正する条例

小金井市障害者福祉センター条例（平成5年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第17条第3項中「525円」を「500円にこれに課されるべき消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額に相当する額を加えた額」に改める。

### 付 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

## 小金井市障害者福祉センターライフの一部を改正する条例新旧対照表

(費用の負担)	改正条例	現行条例	備考
第17条 省略		(費用の負担)	
2 省略	第17条 省略		
3 第8条第2号又は第4号の利用対象者が第4条第7号の給食サービスを受けたときは、当該利用対象者(当該利用対象者が児童の場合は、その保護者)は、1食当たり <u>500円</u> にこれに課されるべき消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額に相当する額を加えた額を指定管理者に支払うものとする。	3 第8条第2号又は第4号の利用対象者が第4条第7号の給食サービスを受けたときは、当該利用対象者(当該利用対象者が児童の場合は、その保護者)は、1食当たり <u>525円</u> を指定管理者に支払うものとする。 4 } 省略 6 }	3 第8条第2号又は第4号の利用対象者が第4条第7号の給食サービスを受けたときは、当該利用対象者(当該利用対象者が児童の場合は、その保護者)は、1食当たり <u>525円</u> を指定管理者に支払うものとする。 4 } 省略 6 }	給食サービスに係る利用者負担額の変更
			この条例は、令和元年10月1日から施行する。

議案第60号資料2

小金井市障害者福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則（案）

小金井市障害者福祉センター条例施行規則（平成5年規則第24号）の一部を次のように改正する。

第9条の2第2号中「350円」を「400円にこれに課されるべき消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額に相当する額を加えた額を超えない範囲内で、あらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定める額」に改める。

別表障害福祉サービス受給者証に食事提供体制加算有と記載のある者の項中「350円」を「400円を超えない範囲内で、あらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定める額」に改める。

付 則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

## 小金井市障害者福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表（案）

改正規則	現行規則	備考
(利用者負担金の減額免除) 第9条の2 条例第17条第6項の規定により利用対象者が負担すべき額を減額し、又は免除することができる場合及び減額免除後の当該負担額は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 省略 (2) フラワー工房さくら、ゆめ工房さくら及び小金井市福祉共同作業所が配食による給食サービスを利用する場合 1食当たり <u>400円</u> にこれに課されるべき消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額に相当する額を加えた額を超えない範囲内で、あらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定める額	(利用者負担金の減額免除) 第9条の2 条例第17条第6項の規定により利用対象者が負担すべき額を減額し、又は免除することができることができる場合及び減額免除後の当該負担額は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 省略 (2) フラワー工房さくら、ゆめ工房さくら及び小金井市福祉共同作業所が配食による給食サービスを利用した場合 1食当たり <u>350円</u>	配食による給食サービスに係る利用者負担額の変更
別表(第9条の2関係)	別表(第9条の2関係)	
階層区分	階層区分	食事の提供に要する費用に係る負担額(1食当たり)
障害福祉サービス受給者証に食事提供体制加算有と記載のある者	障害福祉サービス受給者証に食事提供体制加算有と記載のある者の承認を得て指定管理者が定める額	350円
省略	省略	省略
付 則	この規則は、令和元年10月1日から施行する。	

議案第60号資料4  
障害者福祉センター給食費過徴収資料〔1食当たりの単価〕

(非) は非課税 (単位: 円)

障害者 福祉セ ンター	条例・規則①	現状 ②	差額 ②-①	※4 9月1日		※5 10月1日		※6 11月1日改定 (予定)	
				令和元年 9月6日	単価が異な っている部分 があることが判 明	350 (非)	-	400 (非)	
生活介護・自立訓練（機能訓練）（食事提供 体制加算有）（37人）	350 (非)	400 664食	※1 (非)	50		350 (非)	-	400 (非)	
自立訓練（機能訓練）（食事提供体制加算 無）（1人）	500 (非)	500 6食	※2 (非)	0		500 (非)	-	500 (非)	
職員（23人）・ボランティア（9人）・ 実習生・見学者	525 (5%)	540 266食	※2 (8%)	15		525 (5%)	550 (10%)	550 (10%)	
フランク房さくら（20人）、 ゆめ工房さくら（30人）、 小金井市福祉共同作業所（15人）の利用者	350 (非)	400 400 利用者・職員合 せて1,535食	※3 (非)	50		350 (非)	-	400 (非)	
フランク房さくら（8人）、 ゆめ工房さくら（11人）、 小金井市福祉共同作業所（5人）の職員	350 (非)					350 (非)	378 (8%)	432 (8%)	

○食数は令和元年8月分

※1・※3：平成26年4月1日に消費税率が変更（5%→8%）されたこと及び食材費の価格上昇に対応するため、平成27年10月1日に400円に単価を改定した。しかし、小金井市障害者福祉センター給食費過徴収規則（以下「規則」という。）を改正せずに現在に至った。

※2：平成26年4月1日に消費税率が変更（5%→8%）されたことにより、540円に単価を改定した。しかし、小金井市障害者福祉センター給食費過徴収規則（以下「規則」という。）を改正せずに現在に至った。

※4：令和元年9月6日に条例及び規則と実際の徴収していいた給食費に差があることが判明したため、指定管理者は、同年9月1日に遡って条例及び規則に準じた給食費を徴収することとした。

※5：令和元年10月1日の消費税率の変更に伴い、条例及び規則を改正する。ただし、事業所職員については、消費税の軽減税率が適用される。

※6：給食費が350円では、現在の給食の質を維持できないため、規則に基づき400円を上限に改定する予定である。  
なお、この改定に当たっては、今後利用者及び事業者に説明・協議し理解を求めるものとする。